

五監公告第6号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年4月8日

五 泉 市 監 査 委 員
浅 井 昇
剣 持 雄 吾

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

上下水道局（下水道事業）

3. 監査の期間

令和7年3月3日～令和7年3月26日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
例規管理について、改正が必要であることを見落とし、改正前に条例に規定していない職員手当を支給するなど、不備が見受けられる。例規に影響を与え得る上位法令等の改正情報を積極的に収集するとともに、例規改正の要否について複数人で確認するなど再発防止に努められたい。	改正例規の情報収集を、複数人で行うなどの内部チェック体制を整えるとともに、他課と連携し定期的な確認を行います。遺漏のないよう、また再発防止に努めます。